

# 平成25年度 水環境保全助成事業募集要項

## 1. 事業の目的

この事業は、浄化槽の普及啓発および地域における水環境の保全に関する周知啓発活動、研究、研修、講習会、調査・分析、情報収集、パンフレットやビデオの作成等を行う個人や団体に対して活動費等の一部を助成し、熊本県内の水環境の保全の推進に役立てることを目的としています。

## 2. 事業主体（助成事業を行なう事業者）

名称 公益社団法人 熊本県浄化槽協会

所在地 〒861-3107 熊本県上益城郡嘉島町上仲間 227-86（嘉島リバゾン内）

当協会の詳しい概要等につきましては、ホームページをご覧ください。（<http://johkasou.jp/>）

## 3. 助成金額・件数

1件あたりの助成金は原則として20万円を上限とし、年間2～3件程度の助成を予定しています。

## 4. 助成対象の要件

助成対象の要件は、次のとおりとします。

### ①対象となる個人または団体

- ・熊本県内に住所（事業所）があること。
- ・一般住民で構成し活動していること。

### ②対象となる事業

- ・熊本県内で行なう事業であること。
- ・非営利であること。
- ・事業内容、実施主体、目的、期間が明確であること。
- ・平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に事業を完了する予定であること。

### ③その他

- ・公益社団法人 熊本県浄化槽協会から助成を受けた旨を、当該活動（講習会等の会場、印刷物、ビデオ、報告書等）において明示すること。
- ・原則として、1団体に対し1事業1回の助成に限ります。但し、これまでに助成を受けられた団体であっても事業内容が異なる場合は、助成の対象とみなします。
- ・助成を希望する事業に掛かる費用の50%以上を自己資金で賄う事業であること。

## 5. 助成金の使途

助成金の使途は、活動に直接必要な経費（謝金、旅費、通信運搬費、会場費、消耗品費、材料費、賃金等）であって、常勤職員の人件費、飲食費、事務所の維持管理のための経費等は含みません。

## 6. 応募方法

①1個人および1団体につき1件に限ります。

②応募期間

平成25年4月1日（月）～平成25年5月31日（金）まで  
（郵送の場合、平成25年5月31日の消印まで有効）

③応募方法

所定の水環境保全助成事業申請書（**第1号様式**）にご記入・押印の上、添付書類を添えて下記宛ご提出（送付可）ください。

記

#### 応募・連絡先

〒861-3107 熊本県上益城郡嘉島町上仲間227-86

公益社団法人 熊本県浄化槽協会『水環境保全助成事業係』宛

TEL：096-284-3355

FAX：096-284-3388

<http://johkasou.jp/>

※水環境保全助成事業申請書（**第1号様式**）他、各様式は当協会のホームページからダウンロードできます。ダウンロードができない場合は、当協会までご連絡ください。

### 7. 助成の決定および交付方法

#### ①助成の決定

- ・助成先の選定は、当協会の総務常任委員会が行ないます。
- ・選考のために必要がある場合には、所定の添付書類の他に更に詳しい書類を提出していただく場合があります。
- ・交付採否の結果については平成25年7月下旬（予定）に、お申込みの個人および団体全ての代表者宛てに通知します。

#### ②交付方法

- ・助成金の交付方法は、銀行口座への振込みのみとします。
- ・交付期間は、原則として助成が決定した日から1週間以内です。

### 8. 事業完了実績報告

事業を完了した日から1ヶ月以内に次の書類を提出してもらいます。ただし、平成26年3月31日まで事業活動を行なう場合、実施報告の最終提出期限は平成26年4月15日までとします。

#### ①事業実績報告書（**第2号様式**）

#### ②事業成果報告書（**第3号様式**）

#### ③作成した成果物・写真・パンフレット等を含め、それぞれ2部ずつ

#### ④収支報告書（**第4号様式**）（請求書・領収書の写し等を含む資料を添付）

#### ⑤その他、助成事業に関して参考となる資料

### 9. 情報の公開

水環境の保全に広く役立てていただくため、団体名や成果物等を当協会のホームページにて情報公開する場合があります。

### 10. 留意事項

#### ①助成決定後の変更等について

- ・原則的に助成決定後の変更は認められませんが、途中変更を余儀なくされる場合は、変更報告書と必要な添付書類を提出していただきます。
- ・事業を中止する場合は、助成金を返還していただきます。

#### ②交付決定後の活動について

- ・交付決定前に実施された活動について申請される場合は、『8. 事業完了実績報告』を申請書と一緒にご提出いただきますが、総務常任委員会で承認されない場合は助成対象外となりますのでご承知おきください。